

～新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受けている

中小企業者の皆様へ～

鎌倉市では、新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響を受けている市内中小企業の皆様を支援するため、中小企業融資（経営安定資金）の対象を拡大しています。（融資条件等は下記を参照）

セーフティネット 4 号の認定を受けてこの融資を受けた方に対する「信用保証料の補助」及び「中小企業融資利子補給金」は、限度額及び補助率が次のとおり拡充します。

【信用保証料の補助 限度額：10 万円 → 20 万円】

【中小企業融資利子補給金（2 年間） 補助率：1/2 → 10/10】

融資の条件

名 称	経営安定資金
資金用途	運転・設備
限度額	1,500 万円
利 率	1.5%以内
担 保	必要に応じて
信用保証	必要に応じて
連帯保証人	法人の代表者以外は原則不要

申込みのできる方

- ① 1 年以上継続して同一事業（融資対象業種）を営んでいる中小企業者。
- ② 法人の場合は、市内に事業所を有すること。
個人の場合は、市内に事業所を有するか、1 年以上市内に居住していること。
- ③ 業種が信用保証協会の保証対象業種であること。
- ④ 許認可が必要な業種は、それを取得していること。
- ⑤ 市税の滞納がなく、必要な申告義務を完了していること（連帯保証人についても同じ）。
- ⑥ 令和 2 年 3 月 2 日付け官報第 200 号で告示された信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号（セーフティネット 4 号）の認定を受けた中小企業者。

申込窓口（お申込みは、下記金融機関の窓口となります。）

金融機関名	支店名	電話番号
スルガ銀行	鎌倉支店	23-1133
東日本銀行	鎌倉支店	045-299-0500（横浜支店内）
湘南信用金庫	鎌倉営業部及び市内各支店	24-1231（鎌倉営業部）
横浜銀行	鎌倉支店	44-2175
横浜銀行	大船支店	

* 必要書類等については、申込窓口にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 鎌倉市市民防災部商工課商工担当 0467-23-3000（内線）2355/2356